

# 令和3年度 千代田区商工融資あっせん制度での 新型コロナウイルス感染症対応関係資金のご案内

＊＊小規模事業者向け借換資金が新設されました＊＊

## 利用できる方:共通条件

①区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者で、

ア：法人の場合 区内に本店登記及び営業実態が同一場所にあること(バーチャルオフィスは不可)

イ：個人事業者の場合 区内に主たる事業所(事業実態も同一場所にあること)を有していること

②納付すべき事業税・住民税を完納していること

その他の条件は、資金ごとに記載します。

\*申し込みはすべて予約制です。

\*すべて令和4年3月31日までに融資実行されることが条件になります。

\*責任共有制度対象外利用の場合は、セーフティネット第4号の認定の取得が必要です。

## New ○ 新型コロナウイルス感染症対応借換資金(小規模事業者)

令和元年度または令和2年度中に、緊急経営支援特別資金の融資あっせんを受けて、現在返済中であり、従業員数が20名(卸売、小売、サービス業の場合は5名)以下の小規模事業者の方。

緊急経営支援特別資金を全額借換すること。他の区制度利用資金の借換も限度額以内で可能です。

\*融資期間により利率が変わります。申し込み時点で選択が必要です。

\*新たな資金調達がなくとも、かまいません。据置期間中の借換の場合、据置期間がなくなります。

\*責任共有制度対象を対象外で借換えることはできません。逆の場合は金融機関と事前に調整ください。

### 融資条件

	融資限度額	融資期間 (据置)	代表者 区分	名目利率	利子補給率	本人負担率	信用保証料
責任共有制度 対象	1,500万円	5年以内 (なし)	区民	2.0%以下	2.0%	なし	全額補助
責任共有制度 対象外			一般		1.0%	1.0%以下	
責任共有制度 対象			区民	1.8%以下	1.8%	なし	全額補助
責任共有制度 対象外			一般		0.8%	1.0%以下	
責任共有制度 対象		5年超 ~10年以内 (なし)	区民	2.2%以下	1.9%	0.3%以下	全額補助
責任共有制度 対象外			一般		0.9%	1.3%以下	
責任共有制度 対象			区民	2.0%以下	1.7%	0.3%以下	全額補助
責任共有制度 対象外			一般		0.7%	1.3%以下	

運転資金に限る。利用回数は1回のみ。返金される信用保証料の区への返戻が必要です。

## ○ 緊急経営支援特別資金(継続)

申込月の前月または前々月の売上を前年同月(前年同月が既にコロナによる影響を受けている場合は、前々年の同月)の売上を比較して3%以上減少している場合。もしくは有効期限内のセーフティネット4、5号または危機関連保証の認定がある場合(セーフティネット5号、危機関連保証の認定の場合は、責任共有制度対象)

となります)。

#### 融資条件

	代表者 区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間 (据置)	信用保証料
責任共有制度 対象	区民	1,000万円	2.0%以下	1.7%	0.3%以下	5年 (12月) 以内	全額補助
	一般			0.7%	1.3%以下		
責任共有制度 対象外	区民		1.8%以下	1.5%	0.3%以下		全額補助
	一般			0.5%	1.3%以下		

運転資金に限る。利用口数は1口のみ(既利用者は再利用できません)。表面の借換資金を利用した方も再利用はできません。

## ○ 小規模企業支援特別資金(継続)

1. 従業員数が20名(卸売、小売、サービス業の場合は5名)以下の小規模事業者で、新型コロナウイルス感染症の拡大で事業活動に悪影響を受けている方。

2. 千代田区が実施するワンストップ経営相談(飲食業の場合は飲食店訪問サポート)により中小企業診断士から経営に関する助言を受けていること。

(ワンストップ経営相談及び飲食店サポートは予約制)

・希望者には、借入した翌年度以降に区が実施する中小企業診断士の経営診断を毎年度1回程度受けることができます。

	代表者 区分	融資限度額	名目利率	利子補給率	本人負担率	融資期間 (据置)	信用保証料
責任共有制度 対象	区民	1,000万円	2.0%以下	2.0%	なし	7年 (24ヶ月) 以内	全額補助
	一般			1.0%	1.0%以下		
責任共有制度 対象外	区民		1.8%以下	1.8%	なし		全額補助
	一般			0.8%	1.0%以下		

運転資金に限る。利用口数は1口のみ(既利用者は再利用できません)。

### お知らせ:商工観光課の場所が変わりました。

区役所向かいの千代田会館8階に3月29日より移転いたします。

電話番号は変更ありません。エレベーターで8階へ、出て左に進んでください。

商工観光課 商工融資係

〒102-0074

千代田区九段南1-6-17 8階 電話:5211-4344 FAX:5211-8193